
文京区 多文化共生に向けて



令和4年3月



文京区



目次

第1章 作成に当たって	
1 作成の目的	1
2 作成の背景	2
(1) 国の動き	2
(2) 都の動き	3
第2章 文京区の現状	
1 現況	4
(1) 外国人を取り巻く国や都の現況	4
(2) 文京区における在住外国人の現況	5
2 区における多文化共生についての現状と課題	7
(1) コミュニケーション支援	7
(2) 生活支援	8
(3) 意識啓発と社会参画支援	9
(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応	9
第3章 区における多文化共生の取組	
1 区及び地域支援団体等が実施している外国人住民等への事業	10
(1) 文京区の事業	10
(2) 地域支援団体等の事業	15
(3) 地域支援団体等の活動内容・目的	16
(4) 日本語教室	19
2 今後の多文化共生施策の方向性	20
(1) コミュニケーションと生活支援	20
(2) 意識啓発と社会参画支援	20
(3) 地域活性化の推進やグローバル化への対応	21
第4章 資料編	
1 生活情報・相談窓口一覧	22
(1) 生活情報	22
(2) 相談窓口	23
2 やさしい日本語の手引き	30
(1) 「やさしい日本語」とは	30
(2) 「やさしい日本語」の活用方法	31
(3) 「やさしい日本語」を作るときの流れとポイント	32
行政用語の書き換え（言い換え）例	34
場面別の書き換え（言い換え）例	37
(4) 書き換えツールの活用	38



作成に当たって

1 作成の目的

経済・社会活動のグローバル化が進む中、日本の在留外国人人口は年々増加しています。文京区においては、外国人住民の数は増加傾向にあり、令和 4（2022）年 1 月 1 日時点で、9,746 人、総人口に占める割合は 4.3%となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和 2（2020）年 2 月から外国人住民の人口は減少していますが、最も外国人住民が多かった令和 2（2020）年 1 月 1 日時点では 11,635 人で、平成 27（2015）年と比較すると 5 年間で約 4,000 人増加しています。近年では特に、中国・台湾・ベトナム・ミャンマーなどのアジア地域出身者の人口が増加しています。

これまで、区は、外国人が住みやすい活力ある地域社会をつくるため、国際交流推進のための各種事業を実施し、外国人住民と日本人住民との相互理解及び交流を促進してきました。今後も更に、多様な言語・文化・背景を持つ外国人住民との共生に向けて、更なる取組が必要となっています。

これらの状況を踏まえ、区の基本構想を貫く理念の一つである「だれもがいいきと暮らせるまち」の考えの下、文京区多文化共生庁内検討会において、多文化共生*を取り巻く課題を整理し、区や関係団体等で行っている施策をまとめました。

そして、多文化共生に向けて、外国人住民等への円滑な窓口対応に活用するため、今回この冊子を作成したものです。

* 多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成 18 年（2006）年 3 月）から抜粋

2 作成の背景

(1) 国の動き

国は、外国人住民の増加・多国籍化、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等を背景に、平成 30（2018）年 12 月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめました。総合的対応策では、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援、④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとしています。

また、特定の産業分野で深刻化する人手不足に対応するため、平成 31（2019）年 4 月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。日本に在留する外国人は令和元（2019）年 12 月末時点で約 293 万人、就労する外国人は同年 10 月末時点で約 166 万人と、それぞれ過去最多を記録しています。

令和元（2019）年 6 月には、日本語教育を推進することを目的として、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）が公布・施行され、同法に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が策定されました。また、基本方針に基づき、「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項として、①外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握、②学校への円滑な受入れ、③外国人関係行政機関・団体等との連携の促進が示されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、在留外国人に対する在留諸申請に関する措置を講じるほか、雇用維持支援を行うなど、多文化共生を取り巻く経済情勢は大きく変化しています。

このような中、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画に資するため策定された「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年 3 月）が、令和 2（2020）年 9 月に改訂されました。改訂後のプランでは、多文化共生施策を推進する今日的意義として、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」、「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」、「受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現」を挙げるとともに、地方公共団体の多文化共生の推進を求めています。

(2) 都の動き

東京都は、日本人と外国人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する、新たな考え方に立った「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」を平成28（2016）年2月に策定しました。

同指針においては、「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を基本目標とし、施策目標として以下の3項目が掲げられています。

- ① 日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備
- ② 全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実
- ③ グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成

また、令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の大会ビジョンでは、基本コンセプトの1つに、「多様性と調和」が掲げられました。このコンセプトには、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障害の有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩するのであり、東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会を育む契機となるような大会とする、という思いが込められていました。

東京2020大会に向けた取組として、外国人が安心して暮らせる環境に向け、日常生活で役立つ情報を紹介するガイドブックを6言語で作成・配布したほか、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、やさしい日本語*をはじめ多言語で感染防止やワクチン接種を呼び掛けるなど、情報発信を強化しました。



* やさしい日本語：1995年1月の阪神・淡路大震災では日本語が分からないために、必要な情報を得ることができなかった外国人が多くいました。そのため、災害時に外国人が適切な行動がとれるよう、外国人も分かりやすい日本語として考案されたのがやさしい日本語です。（30ページ参照）



第 2 章

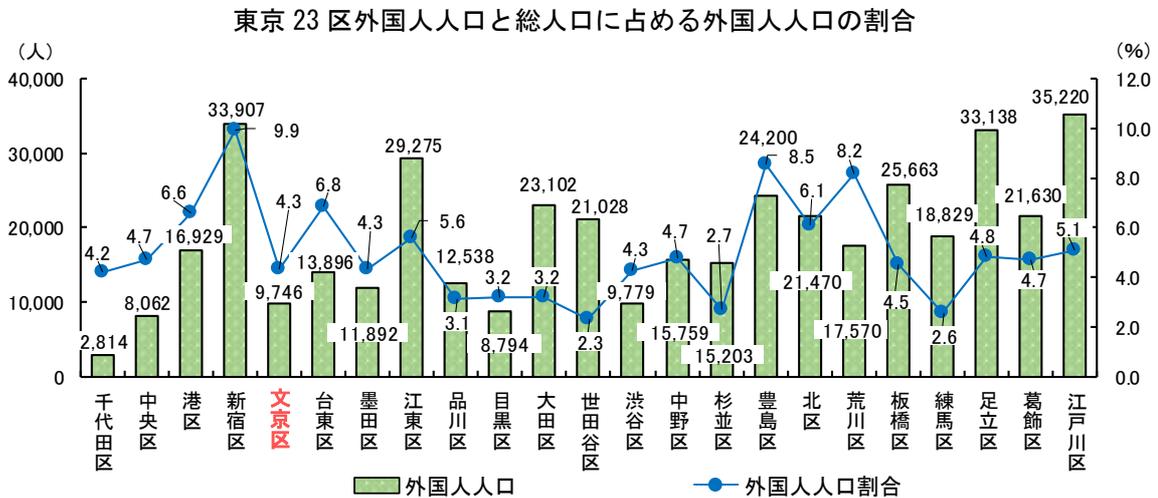
文京区の現状

1 現況

(1) 外国人を取り巻く国や都の現況

ア 東京 23 区外国人人口と総人口に占める外国人人口の割合

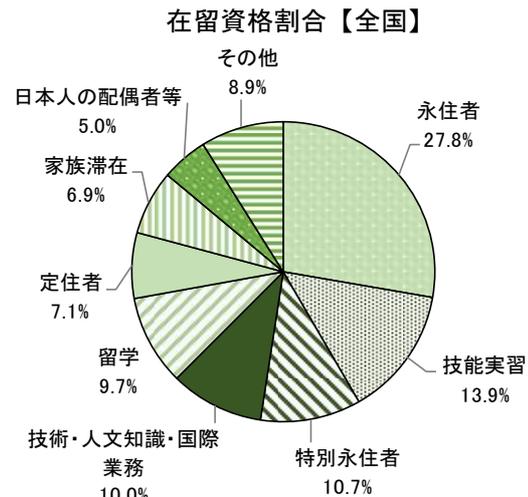
令和 4（2022）年 1 月 1 日現在、東京 23 区の外国人人口の割合は、新宿区が 9.9%と最も高く、文京区は 4.3%で 23 区中 14 番目となっています。



資料：東京都の統計（令和 4 年 1 月 1 日現在）

イ 在留資格別 外国人人口

全国の在留資格別の外国人人口割合をみると、「永住者*」が最も多く 27.8%となっており、次いで「技能実習*」が 13.9%となっています。



資料：法務省 在留外国人統計（令和 2 年 6 月 30 日現在）

* 永住者：法務大臣から永住を許可された人に認められる在留資格。在留活動や在留期間の制限がありません。原則として、引き続き 10 年以上日本に住んでいることが必要ですが、定住者（日系 2 世及び 3 世、日本人の配偶者の未成年未婚の実子、日本人の実子を養育する外国人の親など）で 5 年以上継続して日本に住んでいる人なども、許可される場合があります。

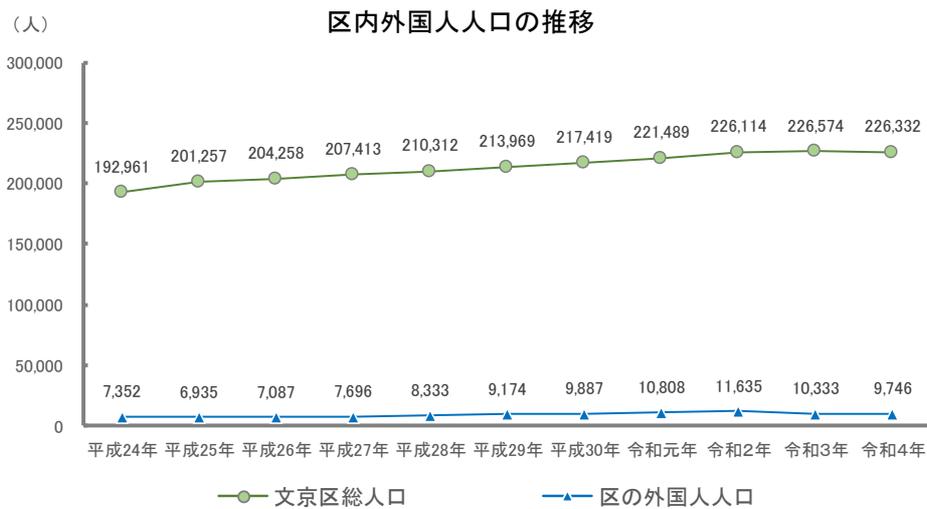
* 技能実習：日本での技能等を習得させ、習得した技術を本国で活用して開発途上国の発展に寄与する目的で、開発途上国等から日本に一定期間（最長 5 年間）受け入れている外国人のことです。

(2) 文京区における在住外国人の現況

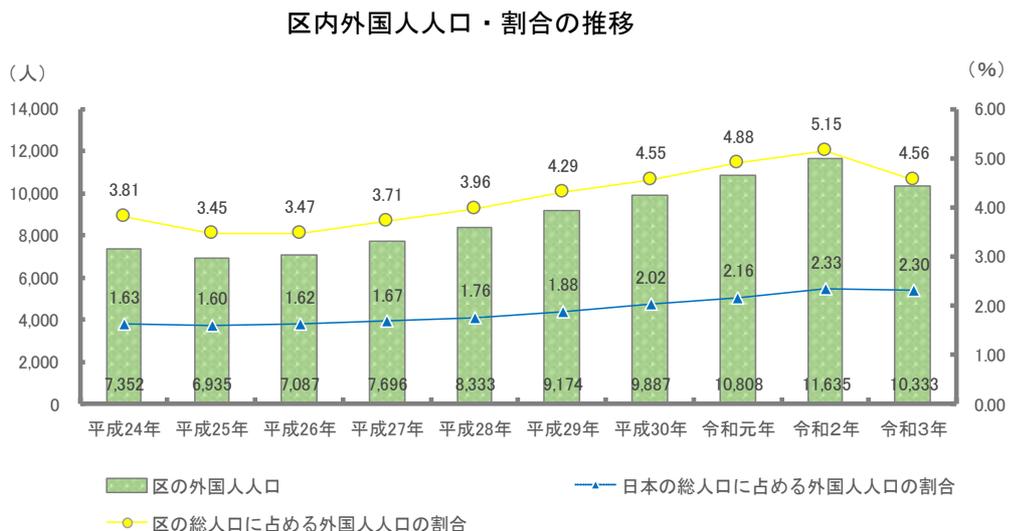
ア 文京区の外国人人口の推移

文京区の在住外国人は、年々増加を続けていましたが、令和3（2021）年度以降、減少に転じています。

令和4（2022）年1月1日現在では、総人口 226,332 人に対し、9,746 人となっており、その割合は 4.3%となっています。



資料：文京区住民基本台帳（各年1月1日現在）
東京都の統計 HP（各年1月1日現在）

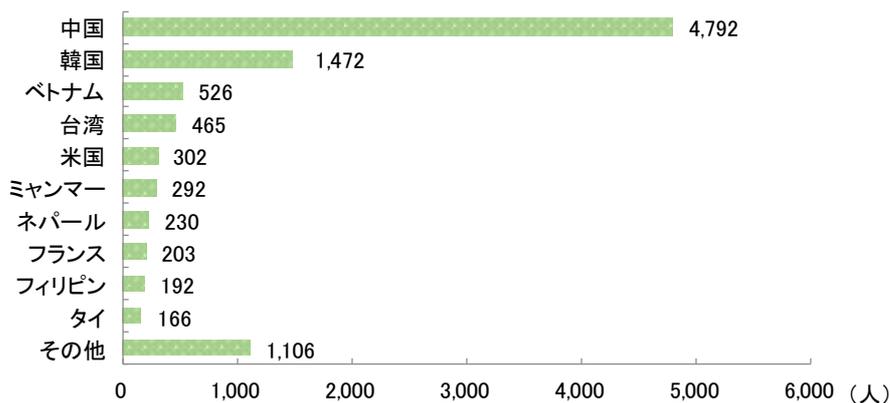


資料：文京区住民基本台帳（各年1月1日現在）
東京都の統計 HP（各年1月1日現在）
総務省統計局 人口推計確定値（各年1月1日現在）
出入国在留管理庁 在留外国人統計（各年12月末現在）

イ 文京区の外国人 国籍・地域別人口

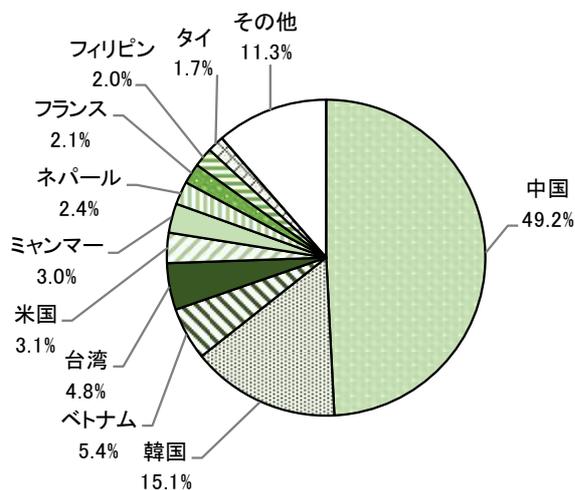
令和4(2022)年1月1日現在、中国が4,792人で外国人全体の約49.2%、韓国が1,472人で約15.1%となっており、この2国籍で約64.3%を占めています。

区内外国人 国籍・地域別人口



資料：東京都の統計 HP (令和4年1月1日現在)

区内外国人 国籍・地域別割合



資料：東京都の統計 HP (令和4年1月1日現在)

2 区における多文化共生についての現状と課題

庁内各課、区内施設（地域活動センター、幼稚園、小・中学校、児童館、育成室、図書館）、区内大学・団体に対して行った外国人住民に関するアンケート結果から、外国人住民等*への支援についての現状と課題を整理しました。

(1) コミュニケーション支援

ア 行政サービス情報の提供・発信

- 区職員が、外国人住民等とコミュニケーションを十分にとることができていない。

- 電話や窓口対応の場面で、問合せ内容の理解やその人のニーズに応じた部署に案内をすることが難しい。
- 事業時の注意事項を説明しても、注意事項が伝わっていないと感じる。
- 外国語で、法的な専門用語を用いた説明をすることが難しい。
- 各種書類が日本語のため、外国人住民等が書類を読んで理解し、記入してもらうことは難しい。

- 外国人住民等に、福祉等の必要な情報が行き渡っていない（資料を送付しているが、日本人と同じで書式（文面）で送付しているため、外国人住民等はどのような資料なのか分からず、必要な手続きをとることができないおそれがある。）。
- 生活する上で、必要となる手続きや法令などが、外国人住民等に共有できていない。
- 行政の窓口までたどり着けない人の困りごとを、行政側や支援者が把握する手段や、情報提供をスムーズに行う体制が構築されていない。

イ 区内施設の案内

- 館内の注意事項が日本語のみのため、外国人住民等に伝わらない。

ウ 外国人住民等への日本語の支援

- 外国人住民等の子どもに日本語を教えてくれる場所が見付からない。
- 外国人住民等の子ども・保護者ともに、日本語習得までに時間がかかる場合がある。特に、保護者は、日本語習得までに時間がかかる場合がある。
- 学校に日本語を学べる常設のクラスがない場合がある。また、外国人住民等が学べる日本語教室も少ない。
- 外国人住民等の子どもが成長するにつれて、親と使用する言語が異なり（親が母国語、子どもが日本語）、家庭内コミュニケーションが限定的になる。

* 外国人住民等：文京区に生活拠点を有する外国籍の区民のほか、既に日本国籍を取得している外国出身の人を含みます。広義には、日本国籍を取得した外国出身者の子ども世代も含みます。

(2) 生活支援

ア 日常生活

- ・ 外国人住民等は、社会との接点が少なく、情報源も限られている現状がみられる。
- ・ 外国人住民等は、英語や母国語が通じない病院の場合、日本語が話せないと症状等の説明ができない。
- ・ 金融機関等で英語対応ができない場合、日本語が話せないと手続をスムーズに行えない。

イ 学校等（保育園、幼稚園、小・中学校、育成室、児童館）

- ・ 教職員等が、日本語が不得意な外国人住民等とコミュニケーションを十分にとることができていない。

- ・ 学校等から外国人住民等に対し、入園時や事故があったときなど詳細な説明が必要なときに、どこまで伝わっているか分からない。
- ・ 学校等に、通訳やタブレット端末が整備されていないため、外国人住民等に対して詳細に伝える手段がない。
- ・ 保護者への手紙、通知などに苦労している（学校からの連絡・提出物の書類の内容が理解できない。）。
- ・ 外国人住民等の生徒の保護者に、学校生活や進路等について相談することが難しい。

- ・ 教職員等がスマートフォンの変換機能を使用しても、うまく伝えたい言葉に変換できない場合がある。
- ・ 外国人住民等の保護者に、日本語で記載した説明文を理解してもらい、日本語で書類を記載してもらうことが難しい。
- ・ アレルギーに関すること、宗教食、園で使用する食材を食べたことがないなど食に関する対応が難しい。

ウ 相談窓口、相談支援

- ・ 区役所に外国人住民等専用の相談窓口がないため、外国人住民等への案内が難しい。特に、家族関係や子育てなど、個別の悩みに対応する窓口が少ない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外国人住民等から、生活や労働に関する相談が増えている。
- ・ 日本語が理解できない等を理由に、適切な相談や支援が受けにくい（ポケトーク*では、相談という繊細なやり取りは難しい。通訳者がいても専門用語を使用するような相談は難しい。）。

エ 災害時

- ・ 外国語版ハザードマップの周知が課題である。
- ・ 外国人住民等に対して、避難情報の適切な伝達が課題である。

* ポケトーク：互いに相手の言葉を話せなくても、通訳がいるように対話できる AI 通訳機です。

(3) 意識啓発と社会参画支援

ア 交流

- 外国人ルーツを持つ人の居場所がない。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、留学生が孤立している。
- 留学生が気軽に参加でき、日本文化に触れられるようなイベントが少ない。
- 区主催による国際交流事業や、区内の外国人住民等を支援する関係団体との情報交換の場が少ない。
- 外国人住民等が望むイベントのニーズを区が把握しきれていない。

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

ア 地域活性化の推進

- 外国人住民等と地域住民が協働で行う事業が求められる。

イ 外国人人材と企業との連携・協働

- 日本で働きたい理工系・介護系等の留学生・卒業生の就職先を支援することが必要である。

ウ 留学生の生活支援について

- 入試・ビザ・宿舍・奨学金等・留学生生活全般のサポートについて、新型コロナウイルス感染症の対応により人員が不足している現状にある。
- 新型コロナウイルス感染症の流行から、生活困窮、帰国できない等の困難を抱えている留学生がいると考えられる。
- 悩みを抱え込んでいる外国人住民等をはじめ、費用の負担がなく気軽に相談できる相談窓口等が必要である。
- 日本人学生と共同生活できる安価な宿舍（空き家、公的な住宅）が不足している。



第 3 章

区における多文化共生の取組

1 区及び地域支援団体等が実施している外国人住民等への事業

(1) 文京区の実施事業

No	事業（取組）名	事業（取組）内容	対応言語	担当課名
防災				
1	多言語版 ハザードマップ 	4種類のアザードマップ、防災ガイドにおいて、多言語版を作成 【資料名】文京区水害アザードマップ、文京区洪水・高潮アザードマップ、文京区土砂災害アザードマップ、防災ガイド 【配布場所】防災課、行政情報センター、各地域活動センター、各区立図書館、区ホームページ	日本語、英語、 中国語、韓国語 URL: https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/bosai/bousai/Panfu.html	防災課 計画担当
2	防災訓練・ 防災教室	区内の外国人留学生や居住者を対象とした起震車及び煙体験ハウスの体験訓練。起震車に搭載している音声ガイド（一部の地震）は、英語・中国語・韓国語に対応 【実施場所】区内小中学校や広場等の敷地（申請の際に要相談）	日本語、英語、 中国語、韓国語	防災課 訓練担当
住民登録				
3	渉外届出の受付	外国人に関する婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、帰化、出生、認知、死亡等の身分事項に関する届出を受付、審査		戸籍住民課 戸籍係
4	翻訳機の貸出し	証明発行窓口業務受託事業者、住民記録係において、多言語対応の翻訳機を導入		戸籍住民課 住民記録係
5	多言語化 サポート	外国人住民等の転出入・転居手続きに必要な届書、転出案内ちらし、庁舎案内を多言語化	英語、中国語、 韓国語	戸籍住民課 住民記録係
税・保険・年金				
6	外国人向け冊子 「東京 23 区の 住民税」	【発行時期】年 1 回（7 月～8 月頃） 【編集・発行】特別区税務課長会。 23 区が持ち回りで編集を担当、 （株）ぎょうせいが販売するものを各区が購入 【配布場所】税務課 【規格】B5 判、50 ページ程度	日本語、英語、 中国語、韓国語	税務課 税務係
7	再来庁依頼の お知らせ文書	前住所の住民登録日などを確認するため、転入者に再来庁依頼のお知らせ文書を英語で作成し、配付	日本語、英語	国保年金課 国民年金係

No	事業（取組）名	事業（取組）内容	対応言語	担当課名
8	国民年金制度概要	日本の国民年金制度の概要を記した日本年金機構の文書を14か国語で印刷し、国民年金加入時等に配付	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、インドネシア語、ロシア語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語、ネパール語、モンゴル語	国保年金課 国民年金係
9	国民健康保険制度概要	国保制度概要などを記した文書を7か国語で作成し、国保加入時に配付	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ミャンマー語、タイ語、ネパール語	国保年金課 国保資格係
10	国民健康保険被保険者証更新時のお知らせ文書	国民健康保険被保険者証更新の郵送対応時に同封するちらしをやさしい日本語で作成	やさしい日本語	国保年金課 国保資格係
11	翻訳機の貸出し	国保年金課に来庁した外国人に対し、各係にタブレット端末を貸し出し、通訳サービスを提供		国保年金課 国保資格係
12	療養費等支給申請のチラシ	3種類の療養費等支給申請のちらしについて、多言語版を作成 【資料名】療養費の支給申請について、海外の医療機関で診療を受けたときの療養費の申請について、出産育児一時金の支給申請について 【配布場所】国保年金課国保給付係	英語、中国語、韓国語	国保年金課 国保給付係
13	窓口受付・呼出しシステム	発券機の3か国語表示及び呼出しを行う。	英語、中国語、韓国語	国保年金課 管理係
子育て				
14	ひとり親家庭等の手当と医療費助成の案内	ひとり親家庭への手当と医療費助成の制度を日本語以外の言語で案内用に、リーフレット等を作成	英語、中国語、韓国語	子育て支援課 児童給付係
15	マル乳・マル子医療証利用の手引き	マル乳・マル子（0歳から義務教育就学児の医療費助成制度）医療証利用の手引きを日本語以外の言語で、案内用を作成	英語、中国語	子育て支援課 児童給付係
16	キッズルーム（一時保育事業）利用案内	区内3箇所にあるキッズルーム（一時保育事業）の利用を案内するちらしを作成	英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語	子育て支援課 子育て支援推進担当
17	ひとり親家庭子育て訪問支援券利用案内	小学校6年生以下の児童のいるひとり親家庭が利用できる「ひとり親家庭子育て訪問支援券」の利用案内を作成	英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語	子育て支援課 子育て支援推進担当

No	事業（取組）名	事業（取組）内容	対応言語	担当課名
18	外国語版 母子健康手帳の 交付	日本語が母国語ではない人に向け、 外国語版母子健康手帳を交付 【交付場所】保健サービスセンター	英語、中国語、 韓国語、タイ語、 タガログ語、 ポルトガル語、 インドネシア語、 スペイン語、 ベトナム語、 ネパール語	健康推進課 健康増進係
案内				
19	翻訳機の貸出し	区役所に来庁した外国人に対し、各 課にポケット端末等を貸し出し、 翻訳サービスを提供		広報課 広聴・相談 担当
再掲 4		証明発行窓口業務受託事業者、住民 記録係において、多言語対応の翻訳 機を導入		戸籍住民課 住民記録係
再掲 11		国保年金課に来庁した外国人に対 し、各係にタブレット端末を貸し出 し、通訳サービスを提供		国保年金課 国保資格係
20	多言語化 サポート	区役所の各課に外国人住民等の日 常生活に必要な行政文書の有無を 調査し、各課から要望のあった行政 文書をまとめて多言語化	英語、 中国語（簡体字）、 中国語（繁体字）、 韓国語及び各課 希望の言語	アカデミー 推進課 都市交流担当
再掲 5		外国人住民等の転出入・転居手続に 必要な届書、転出案内チラシ、庁舎 案内を多言語化	英語、中国語、 韓国語	戸籍住民課 住民記録係
再掲 13	窓口受付・呼出 システム	発券機の3か国語表示及び呼出し を行う。	英語、中国語、 韓国語	国保年金課 管理係
21	施設案内・看板	シビックセンターを案内するパン フレットを3か国語で作成 【配布場所】シビックセンター総合 案内等	日本語、英語、 韓国語	施設管理課
22		ふるさと歴史館内を案内するパン フレットを4か国語で作成 【配布場所】ふるさと歴史館入口の 配布棚	英語、中国語、 韓国語、ドイツ語	アカデミー 推進課
23		自転車放置禁止区域・駐輪場など を記した看板を3か国語で作成し、区 内に掲示	英語、中国語、 韓国語	管理課
24	デジタル サイネージ	シビックセンターを案内するデジ タルサイネージ（4か国語対応）を 1階、地下2階に設置	日本語、英語、 中国語、韓国語	施設管理課

No	事業（取組）名	事業（取組）内容	対応言語	担当課名
生活・ごみ出し				
25	文京区 コミュニティバス B-ぐるマップ 英語版 	文京区コミュニティバス B-ぐるマップにおいて、英語版を作成 【資料名】文京区コミュニティバス B-ぐるマップ英語版 【配布場所】シビックセンター総合受付、区民課、区施設、協賛企業、協力施設及び店舗等	日本語、英語 URL: https://www.city.unkyo.lg.jp/tetsuzuki/bus/b-guru/map.html	区民課 コミュニティバス担当
26	外国語版 生活便利帳 	区内在住の外国人向けに、生活便利帳（各種公的サービスや区政情報等の内容）を4か国語で作成 【配布場所】戸籍住民課、広報課、行政情報センター、各地域活動センター	日本語、英語、 中国語、韓国語 URL: https://www.city.unkyo.lg.jp/kuseijohokoho/kankobutu/benricho2019.html	広報課 広報担当
27	自転車の 安全利用ガイド	転入者を対象に自転車の安全利用についての案内ちらしを配布（令和4年度内配布予定） 【配布場所】戸籍住民課	英語、中国語、 韓国語	管理課 交通安全係
28	文京区立図書館 利用案内	区立図書館の利用案内 【資料名】わたしのほんだな 【配布場所】区立図書館	日本語、英語、 中国語、韓国語	真砂中央図書館サービス 事業係
29	「ごみと資源の分け方・出し方（4か国版）」の配布 	文京区におけるごみと資源の排出方法を記載したリーフレットを4か国語で作成 【配布場所】リサイクル清掃課、文京清掃事務所、戸籍住民課、区ホームページ等	日本語、英語、 中国語、韓国語 URL: https://www.city.unkyo.lg.jp/tetsuzuki/recycling/kateigomisigen/dashikata.html	リサイクル 清掃課
30	「ごみと資源の分け方・出し方（保存版）」を多言語版アプリ「カタログポケット」で配信	10言語に対応（本文をタップすると文字が大きく表示される機能、音声読み上げ機能もあり）	日本語、英語、 中国語（簡体字）、 中国語（繁体字）、 韓国語、タイ語、 ポルトガル語、 スペイン語、 インドネシア語、 ベトナム語	リサイクル 清掃課
教育				
31	就学申立手続通知	外国籍児童・生徒が区立小・中学校に入学するには申立手続が必要のため、その通知を4か国語で作成して送付	英語、 中国語（簡体字）、 中国語（繁体字）、 韓国語	学務課 学事係
32	就学先確認通知	就学先不明な外国籍児童・生徒の保護者に、確認の通知を4か国語で作成して送付	英語、 中国語（簡体字）、 中国語（繁体字）、 韓国語	学務課 学事係
33	健康診断 各種調査票	健康診断の際に使用する各種調査票を4か国語で作成し、各学校で活用できるよう送付	英語、 中国語（簡体字）、 中国語（繁体字）、 韓国語	学務課 学校保健 担当

No	事業（取組）名	事業（取組）内容	対応言語	担当課名
34	日本語指導協力員派遣	英語圏以外の外国から、日本語が不自由な児童・生徒が入学した際に、学校生活支援の一環として、母語の日常会話ができる指導員を派遣		教育指導課
情報発信				
35	既存番組（映像）の翻訳	制作した番組及び映像について、必要性及び有用性の高いものは外国語字幕を付けるなどの翻訳を行う。	日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語 ※ 映像により異なる。	広報課 CATV 担当
36	「区報ぶんきょう」を多言語版アプリ「カタログポケット」で配信	10言語に対応（本文をタップすると文字が大きく表示される機能、音声読み上げ機能もあり）	日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語	広報課 広報担当
再掲 26	外国語版生活便利帳	区内在住の外国人向けに、生活便利帳（各種公的サービスや区政情報等の内容）を4か国語で作成	日本語、英語、中国語、韓国語	広報課 広報担当
37	文京観光ガイドMAP 	文京区の観光情報を発信するマップを、5か国語にて作成 【配布場所】ミュージズネット加盟施設、アカデミー推進課、観光インフォメーション、区ホームページ等	日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語 URL: https://www.city.bunkyo.lg.jp/bunka/kanako/machiaruki/bunkyo-guidemapgourmetmap.html	アカデミー 推進課 観光担当
38	文京ミュージズネットマップ 	文京区内にある美術館・博物館・庭園等の情報を掲載したマップを作成 【配布場所】アカデミー推進課、観光インフォメーション、区ホームページ等	日本語、英語 URL: https://www.city.bunkyo.lg.jp/bunka/gejutsu/bunka/museum.html	アカデミー 推進課 文化事業係
39	日本語教室の紹介（ちらし配架）	ぶんきょう多文化ねっこの「にほんごきょうしつ」のちらしの配架を行い、窓口で日本語教室を探している外国人住民等に案内 【配布場所】アカデミー推進課		アカデミー 推進課 都市交流担当
交流				
40	国際交流フェスタ	日本人と外国人が、日本や世界各国の様々な文化体験を通して友好交流及び相互理解を推進する事業		アカデミー 推進課 都市交流担当
41	英語観光ツアー	英語観光ガイドが、区内の庭園、神社、文化施設等を外国人の方に案内し、各所の歴史や魅力を紹介 【費用】実費（施設入場料等）	英語	アカデミー 推進課 都市交流担当

No	事業（取組）名	事業（取組）内容	対応言語	担当課名
職員育成				
42	やさしい日本語 研修	やさしい日本語及び多文化共生に関する研修を行う。 【受講対象】区職員	やさしい日本語	総務課 ダイバーシティ 推進担当

(2) 地域支援団体等の事業 ※ 団体詳細は、16 ページからを参照

No	事業（取組）名	事業（取組）内容	対応言語	団体名
相談				
1	外国人のためのリ レー専門家相談会	外国人のための相談会。無料で弁護士などの専門家に相談できる。 【支援対象】都内在住の外国人住民	多言語対応	文京多言語 サポート ネットワーク
2	外国につながる子どもと家族の相談 支援（生活・発達・ 養育全般）	外国につながる子どもと家族のためのソーシャルワーク 【支援対象】外国籍住民	日本語、英語、 タイ語	(社福)日本国 際社会事業団
3	養子縁組・ 妊娠相談	妊娠葛藤相談、養子縁組相談、ルーツ探し支援 【支援対象】日本人及び外国につながる子どもと家族	日本語、英語、 タイ語	(社福)日本国 際社会事業団
教育				
4	外国人保護者のた めの就学相談会	公立小中学校転入学準備や、子どもの日本語学習について無料で相談ができる。	英語、中国語、 やさしい日本語	文京多言語 サポート ネットワーク
5	ムスリム女性のため の日本語教室、 オンライン学習支 援（他地域）	【支援対象】ムスリム女性・子育て 期の母親		(社福)日本国 際社会事業団
交流				
6	多言語・ 多文化交流「パフ ォーマンス合宿」	合宿の交流活動（演劇活動、ダンス等身体表現、造形表現、音やリズムをテーマにしたワークショップ）を実施 【参加対象】多言語・多文化につながりや関心を持つ中高生		(公財)国際文 化フォーラ ム(TJF)
支援者養成・その他				
7	難民支援	日本で暮らす難民への定住・適応支援	日本語、英語、 フランス語	(社福)日本国 際社会事業団
8	研修事業（専門職・ 支援者向け）	外国籍住民支援者向け研修（詳細は、ウェブサイトをご覧ください。）		(社福)日本国 際社会事業団

(3) 地域支援団体等の活動内容・目的

学校法人 ABK 学館 ABK 学館日本語学校		
住所：東京都文京区本駒込 2-12-12 連絡先：03-6912-0756		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学、大学院、専門学校等への進学のための日本語教育 ● 高度人材、特定技能等での就職のための日本語教育 ● オンラインによるアジア地域への日本語教育 ● アジアの大学と日本語教育を通じた、人材育成と日本人学生との交流 ● 留学生宿舎を通じて、地域住民との国際交流 ● 日本教師育成講座 ● 日本の大学との連携 	
目的	<p>主にアジアからの留学生が日本の大学、大学院、専門学校等に進学するための日本語教育及び日本で就職するための日本語及び就職のお世話をします。</p> <p>また、アジアの大学と連携して、高度人材育成に貢献することを目的としています。そのために、日本の大学生とアジアの大学生との交流、やさしい日本語による地方自治体への協力により外国人への日本教育、留学生宿舎での留学生と文京区他住民への国際化協力・交流を通じて、まちおこしに貢献しています。</p> <p>このような事業展開により多文化共生社会に貢献すること及び主にアジア地域で学生を中心とした友達をつくり、日本社会を理解していただくための日本語教育の普及に貢献することを目的としています。</p>	

公益財団法人国際文化フォーラム		
住所：東京都文京区音羽 1-17-14 音羽 YK ビル 3 階 電話：03-5981-5226		
活動内容	<p>ことばや文化の学びを通じた交流や互いの違いを越えて協働して表現する交流、社会の多様な価値観への気づきを醸成することを目的としたプログラムなどを展開しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多言語・多文化パフォーマンス合宿 国内外の多様な背景のある高校生年代の人たちが協働して創作活動を通じて表現するプログラム ● インタラクティブ地球儀を活用した地球講座 世界の青少年のグローバルに対する理解を国際から地球へと導くためのレクチャーとその学びから、球体としての地球を見て思考し、地球の目線を醸成するプログラム ● 日本語学習者や教師のための交流プログラム ロシアと日本の高校生が絵本をベースに双方のことばで交流し、創作活動をする活動 この活動を基にした、双方の言葉の学びのサポートとなる教材の開発事業 	
目的	<p>「ことばと文化」をキーワードに日本国内外の青少年の多様な文化についての理解を促進するとともに、相互理解と人間形成を図り、新たなグローバル社会で生きていくための学びの場を提供することを目的としています。</p>	

公益財団法人日中友好会館留学生事業部		
住所：東京都文京区後楽 1-5-3 後楽寮 連絡先：03-3814-1261		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 在籍している中国人留学生のサポート業務、春節・国慶節祝賀会などの寮内行事 ● 毎年、文京区アカデミー推進課が主催している国際交流フェスタに参加し、また、文京区との交流イベントを実施しています。 さらに、他の日中関係団体との交流行事等の開催に協力・推進し、参加する寮生を送り出しています。 	
目的	<p>公益財団法人日中友好会館の中国人留学生の宿舎である後楽寮は、1985年に開設され2022年で37年となります。</p> <p>現在までに、延べ5,000人を超える大学院生や訪問学者が後楽寮に寄宿し、日本との友好の懸け橋となっています。</p> <p>事業部では、中国人留学生（主に中国政府派遣の国費留学生）に良好な環境を提供するために、日々、寮生のサポートや行事の運営、施設の維持・管理を行っています。</p>	

社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Service Japan-ISSJ)		
住所：東京都文京区湯島 1-10-2 御茶ノ水 K&K ビル 3 階 電話：03-5840-5711		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国につながる子どもと家族の相談支援（生活全般—結婚・離婚、国籍、子どもの養育・発達、DV、メンタルヘルスなど） ● ムスリム女性のための日本語教室（他地域） ● 妊娠葛藤相談・養子縁組 	
目的	<p>生まれ育った環境や国籍などによって社会の中で弱い立場に置かれがちな人々、とりわけ子どもたちが健やかに生まれ、成長できる社会の実現を目指しています。</p>	

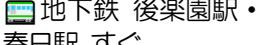
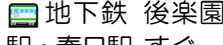
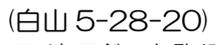
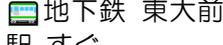
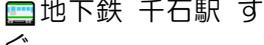
文京多言語サポートネットワーク		
連絡先： bunkyotagen5sn@gmail.com		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人のためのリレー専門家相談会」「外国人保護者のための小学校就学相談会」などの相談事業 ● 通訳・翻訳 ● 「やさしい日本語」練習会 など 	
目的	<p>外国人居住者に対する多言語による支援活動を通じ、外国人にとってより生活しやすい環境の創造に貢献することを目的としています。</p>	

しゃべろう日本語		
連絡先 : https://shaberou.grupo.jp/		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語による会話及び日本語学習に対する支援 ● 日本文化・行事の紹介、近隣地域の情報の提供を通じての学習者と会員相互の交流・親睦 	
目的	「しゃべろう日本語」の会は、営利を目的とせず、ボランティア活動を通じて、在日外国人及びその他の日本語の学習を必要とする人に積極的に日本語学習の支援を行います。また、日本語を話す機会を多くつくり、心温まるコミュニケーションづくりと国際文化交流に寄与することを目的としています。	

ぶんきょう多文化ねっと		
弥生日本語の会／日本語くらぶ／日本語ルーム／シビック日本語／しおみ日本語の会		
連絡先 : https://buntanet.jimdofree.com/		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語交流・支援 ● 日本語による会話及び日本語学習に対する支援 	
目的	在住外国人に住みやすい環境を提供します。	

東洋大学日本語教室 SPIRIT		
連絡先 : http://spirit.toyo.ac.jp/index.html		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語による会話及び日本語学習に対する支援 ● 現在は、新型コロナウイルス対策として ZOOM にて活動中 ● 生徒によって必要としている支援内容が異なるため、レベルや状況にあった学習サポートを行っています。生徒によって、「あいうえお」から指導したり、学校内容の教科指導をしたりと様々です。カルタやクイズなどのレクリエーションを行うこともあります。 	
目的	外国にルーツを持つ子どもたちに対して、日本語を中心に学習支援を行うと同時に、学校や地域社会、家庭等で孤立しないような居場所の提供を目指しています。	

(4) 日本語教室

実施団体	活動曜日と時間	教室の場所	実施団体	活動曜日と時間	教室の場所
弥生 日本語 の会	火曜日 午前 10 時～ 12 時	アカデミー向丘 (向丘 1-20-8) 	日本語 くらぶ 火曜会	火曜日 午後 6 時 30 分 ～8 時 30 分	アジア文化会館 (本駒込 2-12-13) 
	参加費	Web ページ		参加費	Web ページ
	200 円/1 回			200 円/1 回	
日本語 ルーム	水曜日 午後 2 時～4 時	文京シビックセン ター4 階 (春日 1-16-21) 	シビック 日本語 水曜日	水曜日 午後 6 時 30 分 ～8 時 30 分	文京シビックセンタ ー4 階 (春日 1-16-21) 
	参加費	Web ページ		参加費	Web ページ
	200 円/1 回			200 円/1 回	
シビック 日本語 木曜日	木曜日 午前 10 時～ 12 時	文京シビックセン ター4 階 (春日 1-16-21) 	日本語 くらぶ 木曜会	木曜日 午後 6 時 30 分 ～8 時 30 分	アジア文化会館 (本駒込 2-12-13) 
	参加費	Web ページ		参加費	Web ページ
	200 円/1 回			200 円/1 回	
東洋大学 SPIRIT	月曜日・木曜日 午後 6 時 30 分 ～8 時	東洋大学 (白山 5-28-20)  * 令和 4 年 3 月現 在、オンライン開催	ぶんた きっず にほんご くらぶ	木曜日 午後 4 時～6 時 * 小中学生のみ	令和 4 年 3 月現在、 オンライン開催
	参加費	Web ページ		参加費	問合せ先
	無料			令和 4 年 3 月 現在、無料	buntakids@gmail.com
しおみ 日本語 の会	金曜日 午前 10 時～ 12 時	アカデミー向丘 (向丘 1-20-8) 	しゃべろ う 日本語	土曜日 午前 10 時～ 12 時	アカデミー千石 (千石 1-25-3) 
	参加費	問合せ先		参加費	Web ページ
	200 円/1 回			200 円/1 回	

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、活動休止となっている場合があります。

2 今後の多文化共生施策の方向性

(1) コミュニケーションと生活支援

ア 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

外国人住民等が、区の職員・教職員等とコミュニケーションを十分にとることができていない現状がみられます。

住民に提供される行政サービスや、国民健康保険料や税金の納付など法令に定められた義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等の必要な情報について、外国人住民等にも共有される必要があります。

医療や健康、育児、防災等の行政・福祉サービスの情報など、生活に必要な情報を確実に行き渡らせるために、周知方法の強化や、やさしい日本語及び多言語での情報の発信が行える体制を整備していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、日本で生活する中で悩みを抱え込んでいる外国人の相談を受けられる体制の整備に向け、検討を進めていきます。

イ 日本語を学ぶ環境の整備

外国人住民等は、社会との接点が少なく、情報源も限られている現状がみられます。地域の中で日本人との相互理解を推進する上で、外国人住民等に向けた日本語を学ぶ場所づくりを行っていく必要があります。

日本で生活を始めたばかりの外国人が行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を設け、日本での生活に溶け込めるようなきっかけづくりを行います。

ウ 災害時の支援体制の整備

外国人住民等に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における生活支援等、情報提供等の重要性が増していることから、外国人住民等に対する防災情報の発信や対策を進めていきます。

(2) 意識啓発と社会参画支援

ア 国際交流事業や情報交換の推進

区で行っている国際交流事業や情報交換の場などが、十分に知られていない現状にあります。こうした事業の周知や参加を呼び掛ける方法を検討し、多文化共生の意識啓発・醸成につなげていく必要があります。

区民の多文化共生の意識を醸成し、国際理解を深めるため、啓発や教育の充実を図るとともに、日本人住民と外国人住民等が交流するイベント等を通じて、互いの文化や習慣などを知る機会を増やします。

イ 外国人住民等の社会参画支援

外国人住民等が、日本人とともに地域社会の一員として地域に参画していくためには、言葉の壁を取り除くことや、外国人住民等と日本人住民の双方の文化に対する理解の促進が必要です。外国人住民等が地域活動に参加しやすい環境を整備していきます。

(3) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

ア 外国人人材との連携・協働による地域活性化

日本で働きたい理工系・介護系等の留学生・卒業生の就職先を探すことが困難な状態にあることが、うかがえます。

地域に優れた外国人人材を取り込み、地域を活性化していくために、受け入れる企業と学生を結び付けるための支援を検討します。

イ 留学生の生活支援

留学生の増加やコロナ対応により、入試・ビザ・宿舍・奨学金等、留学生生活全般のサポートする人員が不足していることがうかがえます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、生活困窮や帰国できない等の困難を抱えている留学生に向けて、相談窓口を周知していきます。



資料編

1 生活情報・相談窓口一覧

(1) 生活情報

生活情報		
外国人のための生活ガイド「リビング・インフォメーション」(東京都多文化共生ポータルサイト) 	掲載内容	主に東京都で暮らす外国人のための生活情報をカテゴリーごとに紹介している。 <ul style="list-style-type: none"> 日本に住むときの手続 入国・在留・帰化、戸籍、マイナンバーなど くらしの情報 ごみの収集、電気・ガス・水道、交通機関など 出産、育児、その他の福祉サービス 教育、日本語教育 日本の学校制度、日本語教育など 仕事 労働相談の情報等 税金 年金、医療保険 文化、スポーツ、観光施設 知っておくと役立つルールやマナー 緊急災害等の対応
	対応言語	日本語、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語
	URL	https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/guide/index.html
外国人生活支援ポータルサイト(出入国在留管理庁) 	掲載内容	日本で生活するために必要な情報を多言語で紹介している。 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症関連情報 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 「生活・就労ガイドブック」 15言語(やさしい日本語を含む。)に対応し、外国人住民が日本で生活するために必要な情報を掲載している。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 入国・在留手続 市区町村での手続 労働・雇用 教育・日本語学習 医療 出産・子育て 年金・社会保険 税金 住居 緊急・災害など </div> <ul style="list-style-type: none"> 地域における相談窓口一覧
	対応言語	<ul style="list-style-type: none"> 日本語、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語については、言語別のページを作成 その他の言語 ロシア語、ベンガル語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、ヒンディー語、スワヒリ語、トルコ語、アラビア語、ウルドゥー語
	URL	https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

生活情報		
東京都医療機関・ 薬局案内サービス (ひまわり、t-薬局いんぷお) 	相談内容	東京都の医療機関及び薬局についての情報が掲載され、キーワード検索ができる。
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語
	URL	https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/

(2) 相談窓口

総合相談		
区民相談 (文京区) 	相談内容	区政に関する相談や、日常生活上の一般的な相談 相談方法：面談、電話（外国語対応は、タブレット端末を使用したテレビ電話通訳によるもので、面談での相談のみ可能）
	相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前 8：30 から午後 5：00 まで ※ 時間により、対応言語が異なる。 ※ 面談を中止する場合あり。（詳細は、ホームページ参照）
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、フランス語、ネパール語、ヒンディー語、ロシア語、インドネシア語
	問合せ	文京区企画政策部広報課広聴・相談担当 行政情報センター区民相談コーナー 電話番号 03-5803-1328
	URL	https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/koho/shisetsu.html
東京都 多言語相談ナビ (東京都生活文化局、 東京都つながり創生 財団) 	相談内容	日常生活に関する相談、生活情報の提供など
	相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日を除く。） 午前 10：00 から午後 4：00 まで
	対応言語	やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、タガログ語、ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語、フランス語、インドネシア語
	問合せ	電話番号 03-6258-1227
	URL	https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/information/consultation.html
外国人 総合相談 支援センター (出入国在留管理庁) 	相談内容	外国人住民が我が国で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を行う。
	相談時間	月曜日から金曜日まで（第2・第4水曜日、年末年始を除く。） 午前 9：00 から午後 4：00 まで ※ 曜日により、対応言語が異なる。
	対応言語	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語
	問合せ	電話番号 03-3202-5535
	URL	https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html
よりそい ホットライン 	相談内容	いろいろな人のいろいろな悩み
	相談時間	毎日 午前 10：00 から午後 10：00 まで ※ 曜日により、対応言語が異なる。
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語
	問合せ	電話番号 0120-279-338 ※ 外国語による相談は、2番を押す。
	URL	https://www.since2011.net/yorisoi/n2/

総合相談		
外国人 在留支援センター フレस्क FRESC (出入国在留管理庁) 	相談内容	外国人の在留支援に関連する4省庁8機関がワンフロアに集まっており、入居機関が連携して、外国人からの相談への対応等、様々な支援業務を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> 出入国在留管理庁（在留支援課・情報公開窓口） 東京出入国在留管理局（在留相談） 日本貿易振興機構（ジェトロ）（高度外国人材活用相談） 外務省ビザ・インフォメーション（査証相談） 東京外国人雇用サービスセンター（就職相談） 東京法務局人権擁護部（人権相談） 日本司法支援センター（法テラス）（情報提供・法律相談） 東京労働局外国人特別相談・支援室（労働問題相談）
	相談時間	月曜日から金曜日まで（平日） 午前9：00から午後5：00まで
	対応言語	【総合受付】 <ul style="list-style-type: none"> 日本語、英語、中国語 タブレット端末での相談 韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語
	問合せ	電話番号 0570-011000（ナビダイヤル） 03-5363-3013（一部のIP電話及び海外からはこちらから）
	URL	https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html
フレस्क FRESCヘルプデスク 	相談内容	新型コロナウイルスの影響で仕事がなくなったなど、生活に困っている外国人の相談に応じる。
	相談時間	月曜日から金曜日まで（平日） 午前9：00から午後5：00まで
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、フィリピン語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語、ベンガル語
	問合せ	電話番号 0120-76-2029
	URL	https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc_helpdesk.html

入国、在留		
外国人在留総合 インフォメーション センター (出入国在留管理庁) 	相談内容	外国人の入国手続や在留手続等に関する各種の問合せに応じる。
	相談時間	月曜日から金曜日まで（平日） 午前8：30から午後5：15まで
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語
	問合せ	電話番号 0570-013-904 03-5796-7112（IP電話及び海外からはこちらから）
	URL	https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html

医療情報		
外国語による 医療機関案内 テレフォンサービス (東京都福祉保健局) 	相談内容	外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度の案内
	相談時間	毎日 午前 9:00 から午後 8:00 まで
	対応言語	英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語
	問合せ	電話番号 03-5285-8181
	URL	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/sodan/komatta/gaikokugo.html
AMDA 国際医療情報 センター 	相談内容	外国語の通じる医療機関の紹介、日本の医療制度の説明
	相談時間	毎日(祝日、年末年始を除く。) 午前 10:00 から午後 4:00 まで ※ 曜日により、対応言語が異なる。
	対応言語	英語、中国語、韓国語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語
	問合せ	電話番号 03-6233-9266
	URL	https://www.amdamedicalcenter.com/

教育・子ども		
教育センター 総合相談室 (文京区) 	相談内容	乳幼児から高校生年代までの子どもに関する発達や教育などの様々な心配事や悩みについての面接相談
	相談時間	月曜日から金曜日まで、第2・第4土曜日(祝日及び年末年始を除く。) 午前8:30から午後5:15まで
	対応言語	日本語
	問合せ	電話番号 03-5800-2594
	URL	https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kyouikucenter/soudan.html
通訳を介した 外国人児童・生徒の 高校等進路・教育相談 (東京都教育相談センター) 	相談内容	日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活に関すること(幼児から高校生相当年齢まで)。
	相談時間	金曜日(祝日及び年末年始を除く。) 午後1:00から午後5:00まで ※ 受付は、午後4:00まで
	対応言語	英語、中国語、韓国語・朝鮮語
	問合せ	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 電話番号 0120-53-8288 高校進級・進路・入学相談 電話番号 03-3360-4175
	URL	https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/tel/foreign/index.html
子どもと家庭に 関する総合相談 (文京区) 	相談内容	子育てや子どもと家庭に関すること。
	相談時間	平日(祝日及び年末年始、臨時休館日を除く。) 午前9:00から午後5:00まで
	対応言語	日本語
	問合せ	文京区子ども家庭支援センター児童相談係 電話番号 03-5803-1109
	URL	https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/kodomonosoudan/soudan.html
児童相談所	相談内容	虐待に気付いたり、虐待が疑われる場合の相談を受け付ける。
	相談時間	24時間
	対応言語	日本語
	問合せ	全国共通虐待対応ダイヤル 189 (一部のIP電話からはつながりません。)

人権		
外国語による 人権相談 (東京法務局) 	相談内容	人権相談
	相談時間 問合せ	<ul style="list-style-type: none"> 外国語人権相談ダイヤル(ナビダイヤル) 0570-090911 平日(祝日及び年末年始を除く。) 午前9:00から午後5:00まで 外国語インターネット人権相談受付窓口 ⇒  https://www.moi.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01
	対応言語	英語、中国語、韓国語、ネパール語、スペイン語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語

夫婦や親子などの家族関係、SOGIや性（性被害）に関する事など		
文京区 男女平等センター 相談室 	相談内容	自分自身の生き方、交際相手やパートナーからの暴力、家族関係などで悩んでいる方の相談を受付 相談方法：電話、面談、SNS相談
	相談時間	【電話・面談】 月曜日 午前10:00から午後4:00まで 水曜日 午後2:00から午後8:00まで 金曜日 午前10:00から午後8:00まで (祝日、12/28~1/4、全館清掃日を除く。) ※ 各日とも受付は、相談終了時間の1時間前まで 【SNS相談】 火曜日、木曜日、土曜日 午後2:00から午後8:00まで (祝日、12/28~1/4を除く。) ※ 各日とも受付は、相談終了時間の30分前まで
	対応言語	日本語
	問合せ	電話番号 03-3812-7149 (相談室専用)
	URL	https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/jinken/danjo/senta-/byoudou-center-soudansitu.html

配偶者からの暴力（DV）		
外国語（5言語）によるDV相談 (東京ウィメンズプラザ) 	相談内容	配偶者からの暴力(DV)・交際相手からの暴力(デートDV)で悩んでいる方の相談を受付
	相談時間	火曜日、木曜日、金曜日(祝日、12/29~1/3を除く。) 午後1:00から午後4:00まで
	対応言語	英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語
	問合せ	電話番号 03-5467-1721
	URL	https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/consult/tabid/256/Default.aspx
DV相談+ (プラス) (内閣府) 	相談内容	配偶者からの暴力(DV)に関する相談
	相談時間	【電話】24時間対応、日本語のみ 電話番号 0120-279-889 【メール】24時間受付、日本語のみ ※ QRコード・URLのホームページから相談いただけます。
	問合せ	【チャット】午前12:00から午後10:00まで
	対応言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語 ※ QRコード・URLのホームページから相談いただけます。
文京区配偶者暴力 相談支援センター 	相談内容	DVに関する電話相談
	相談時間	平日 午前8:30から午後5:15まで
	対応言語	日本語
	問合せ	電話番号 03-5803-1945
文京区福祉部 生活福祉課 	URL	https://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/sodan/haibou.html
	相談内容	DVに関する相談
	相談時間	平日 午前9:00から午後5:00まで
	対応言語	日本語
	問合せ	電話番号 03-5803-1216

就労と雇用		
東京都 労働相談情報 センター 	相談内容	労働相談
	相談時間	平日 午前9:00から午後5:00まで
	対応言語	【英語（通訳）】月曜日から金曜日まで 午後2時から午後4時まで（来所相談は、予約制） 【中国語（通訳）】火曜日、水曜日、木曜日 午後2時から午後4時まで（来所相談は、予約制） 【テレビ電話通訳】 対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ロシア語、韓国語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語（タガログ語）、ヒンディー語、ミャンマー語
	問合せ	東京都労働相談情報センター飯田橋 電話番号 03-3265-6110 （午前9:00から午前12:00まで、午後1:00から午後5:00まで）
	URL	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/soudan-c/center/consult/guide.html
東京外国人雇用 サービスセンター （厚生労働省） 	相談内容	留学生、専門的・技術的分野の在留資格を持つ方の求職相談
	相談時間	平日 午前9:00から午後5:00まで
	対応言語	英語、中国語（指定された日のみ、電話確認が必要）
	問合せ	電話番号 03-5361-8722
	URL	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/gaikokujin_center_goannai/center/center_goannai.html
新宿外国人雇用支援・ 指導センター （ハローワーク新宿） 	相談内容	就労に制限のない在留資格をお持ちの方・アルバイトを希望する外国人留学生等への仕事の紹介、求人情報の提供など
	相談時間	平日 午前8:30から午後5:15まで
	対応言語	英語、中国語
	問合せ	電話番号 03-3204-8609
	URL	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinjuku/madoguchi_goannai/gaisen.html

消費生活相談		
消費生活相談 「東京暮らしWEB」 （東京都生活総合 センター） 	相談内容	品物を買ったときや契約したときのトラブルなど
	相談時間	月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く。） 午前9:00から午後5:00まで
	対応言語	英語、中国語、韓国語
	問合せ	電話番号 03-3235-1155
	URL	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan_foreign.html

その他		
中国帰国者 生活相談事業 (中国帰国者支援・ 交流センター 首都圏センター) 	相談内容	中国帰国者からの生活相談を受付
	相談時間	火曜日から日曜日まで(月曜日、祝日及び年末年始を除く。) 午前9:30から午後5:45まで
	対応言語	中国語
	問合せ	電話番号 03-5807-3172(相談電話) 03-5807-3176(留守番電話、24時間受付)
	URL	https://www.sien-center.or.jp/center/map/tokyo.html
日系人相談センター (<small>公財</small> 海外日系人協会) 	相談内容	在日日系人、国内受入企業、関係団体等からの日常生活、就労問題、在留資格、教育・就学・日本語学習、保険、年金、税金、医療など、あらゆる問題にわたって相談を受け、指導・助言をする。
	相談時間	毎日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 午後2:00から午後5:30まで
	対応言語	ポルトガル語、スペイン語、日本語
	問合せ	電話番号 045-211-1788
	URL	http://www.jadesas.or.jp/consulta/
日本国際社会事業団 (International Social Service Japan-ISSJ) 	相談内容	ソーシャルワーカーによる生活相談(結婚・離婚、国籍、養子縁組、妊娠葛藤、養育・発達、DV、メンタルヘルスなど)
	相談時間	平日 午前10:00から午後6:00まで
	対応言語	日本語、英語、タイ語(水曜日)、タガログ語(木曜日)
	問合せ	電話番号 03-5840-5711
	URL	https://www.issj.org/counseling

2 やさしい日本語の手引き

(1) 「やさしい日本語」とは

ア 「やさしい日本語」とは？

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のことです。日常的な場面や身近な話題で使われる日本語を「ある程度」理解できる人が使うものです。

1995年の阪神・淡路大震災で、日本にいた多くの外国人が、日本語を十分に理解できず、必要な情報を得られませんでした。そのため、適切な行動をとることができず、多くの被害を受けました。

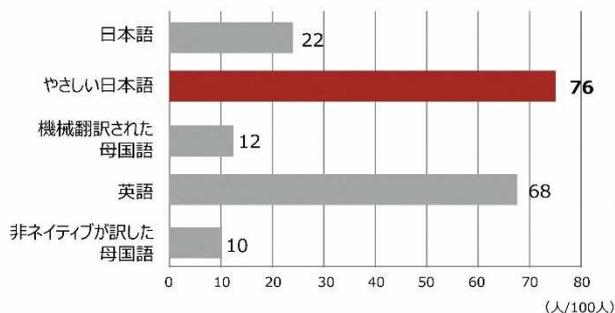
そこで、災害発生時に、日本語が不慣れな外国人に、素早く的確に情報を伝えることを目的に考案されたのが「やさしい日本語」です。

考案当初は、災害時の情報伝達手段として使われていましたが、現在では、地方公共団体や外国人支援団体で、日本に住む外国人に情報を伝えたいときに、多言語で翻訳・通訳をするほかに、やさしい日本語を広く活用することが期待されています。

イ 誰を対象に使うのか？

「やさしい日本語」は、外国人への情報伝達を目的に考案された言葉ですが、普通の日本語より簡単で、分かりやすい言葉に変換されていることから、小さな子どもや高齢者、障害を持った人などにも有効な情報伝達手段だと考えられています。難しい言葉を簡単な言葉に言い換えるだけでなく、身振り手振りで示したり、絵や写真を使ったり、ゆっくり大きな声で話したり、漢字にルビを振ったり、文字を大きくしたりと、いろいろな工夫をすることで、相手にとって分かりやすい言葉に変わります。

外国人が希望する情報発信言語



資料：東京都国際交流委員会、2018年3月、東京都在住外国人向け情報伝達に関するヒアリング調査報告書

(2) 「やさしい日本語」の活用方法

ア どういう場面で使われるのか？

実際に、看板、掲示物、文書等で「やさしい日本語」が使用されています。

- 国や地域の制度で、日本での生活に直接関わるもの（税、補助金、年金、都営・区営住宅等）
- 日本で生活していく上で特に必要なもの（就業、教育、保育等に係る情報）
- 命を守るために必要なもの（防災、救急、交通ルール等に係る情報）
- 生活情報誌
- その他外国人向けのもの（日本語学習講座、年金や労働などの相談に係る情報等）

イ 「やさしい日本語」に正解はない

「やさしい日本語」には、こう言えば必ず理解できる、という決まった答えはありません。どんなに工夫しても相手に伝わらなければ、それは、本当の意味での「やさしい日本語」とは言えません。

たとえば、中国から来た人には、ひらがなで書くより漢字で書いた方が伝わるかもしれません。何が「やさしい」のかは、相手によって違います。相手のことを考えて、いろいろ試しながら、お互いコミュニケーションがとれる方法を見つけてください。大事なものは、ちょっとした工夫と、相手を思いやる「やさしい心」です。

やさしい日本語の「やさしい」とは…

やさしい
易しい

言葉を「易しく」という意味
(easy、 plain)

やさしい
優しい

みんなに「優しく」という意味
(gentle 、 kind 、 caring)

2つの意味があります。

(3) 「やさしい日本語」を作るときの流れとポイント

普段、私たちが使っている言葉や文章を、外国人に伝わる「やさしい日本語」に置き換えるには、いくつかのポイントがあります。

I 情報を整理する

1 伝えたいことを整理し、情報を取捨選択する

情報の受け手にとって必要な情報にしぼりましょう。

2 不足している情報を補う

全ての情報を伝えるのが難しい場合は、優先順位をつけることも大切です。

例：文京区に書類を提出する。⇒ 文京区役所に 書類を 提出する。

3 伝えたいことを前に持ってくる

II 文を分かりやすくする

1 一文を短くする（一文に言いたいことは一つだけ）

2 主語と述語を明確にする

例：余震が起きるおそれもあるため、余震に対して十分に注意してください。
⇒ 余震に 気を付けて ください。

3 難しい言葉をやさしい言葉に置き換える

例：記入します ⇒ 書きます

休日 ⇒ 休みの日

- ・ 擬態語や擬音語は避ける

例：ふわふわ、どんどん、ガシャン、サッと など

- ・ 二重否定の表現は避ける

例：通れないことはない ⇒ 通ることが できます

- ・ 時間や年月日を外国人にも伝わる表記にする

例：15時30分 ⇒ 午後3時30分、

令和4年2月10日 ⇒ 2022年2月10日

- 曖昧な表現は避ける

曖昧な時間や数字を表す表現の使用を避ける

例：くらい、ごろ、ばかり、ほど など

断定的な表現を避けた推測表現の使用を避ける

例：おそらく、たぶん、ようです、ではないでしょうか、おそれがあります など
⇒ 「～かもしれません」という表現を使う。

例：地震が来る可能性があります。 ⇒ 地震が 来るかもしれません。

複数の意味を持つ表現の使用を避ける

例：× 結構です ⇒ 意味により、変更する。
良いです いりません

- 受身形や使役表現をできる限り使わない

例：住民税は、市町村で課税されます。

⇒ 住民税は、市町村へ お金を 払います。

注意

- 災害時によく使われる言葉や、知っておいたほうがよいと思われる言葉は、そのまま使う
外国人にとって難しいと思われる言葉でも、災害時によく使われる言葉や、日本で生活する上で覚えておいたほうがよい言葉は、そのまま使う。その言葉の後に、かっこ書き〈 〉で意味を補足する。
例：余震〈後から 来る 地震〉に 気を付けて ください
- 外来語（カタカナ語）はなるべく使わない。使うときは注意する
外来語は、原語と意味や発音の異なるものが多いため、使用するときには注意する。
バス、ガス、ガラス、テレビ、ラジオなど、日常生活でよく使い、外来語以外での表現が難しいもののみ使う。
例：ライフライン、デマ、フリーダイヤル など
- ローマ字は使わない
外国人は、ローマ字を日本語の発音のとおりには読めるとは限らない。

Ⅲ 体裁を整える

1 「分かち書き」にする

- 文は、文節ごとに「分かち書き（余白を空けて区切る。）」にして、言葉のまとまりを認識しやすくする

例：今朝、地震がありました ⇒ 今日の 朝、 地震が ありました

「分かち書き」とは、単語と単語の間等にスペースを空けて、読みやすくすることです。

2 漢字は少なく、全ての漢字にルビ（ふりがな）をふる

3 文末は、「です」、「ます」で統一する

4 必要に応じて、写真やイラストを付ける

絵や写真を挿入したり、図や表を使って文を構成したりすると、更に分かりやすくなります。

行政用語の書き換え（言い換え）例

No	語彙	意味
あ行		
1	いりょうほけん 医療保険	みんなからお金を集めて、けがや病気で病院に行く人を助ける制度
2	いんかんとろうくしょうめいしょ 印鑑登録証明書	あなたの「実印」<＝住んでいるまちの役所に認めてもらったは んこ。車や家を買うときなどに使います。>がどこか書いてあ る紙。住んでいるまちの役所でもらうことができます。
か行		
3	かいご 介護	年をとったり、特別な病気になったりして、毎日の生活（食べる こと、お風呂に入ることなど）をすることが難しい人を手伝う こと。
4	かいごほけん 介護保険	40歳以上の人からお金を集めて、65歳以上の介護(No.3)が 必要になった人を助ける制度
5	かくていしんこく 確定申告	会社などの源泉徴収<＝会社があなたの代わりに所得税 (No.30)を国に払うこと。会社があなたの給料から所得税を引 いて払います。>や年末調整<＝12月に会社が源泉徴収し た所得税を計算して、調整する仕組み>をしない人などの所得税 の払い方。住んでいるまちの税務署<＝税金の仕事をする役所 >に書類を出します。
6	きゅうよしょとく げんせんちようしゅうひよう 給与所得の源泉徴収票	会社があなたの1年間の給料や、源泉徴収<＝会社があな たの代わりに所得税(No.30)を国に払うこと。会社があなたの 給料から所得税を引いて払います。>した所得税などを書い た紙
7	きゅうよめいさい 給与明細	会社があなたの毎月の給料や、源泉徴収<＝会社があな たの代わりに所得税(No.30)を国に払うこと。会社があなたの 給料から所得税を引いて払います。>した所得税などを書い た紙
8	きんきゅうじしんそくほう 緊急地震速報	強い地震が来る少し前に、テレビやスマートフォンに出るお知 らせ
9	ケアマネジャー	介護(No.3)の相談を受けたり、介護の仕方を考える専門の人
10	けんこうほけん 健康保険	会社で働いている人が入る医療保険(No.1)
11	こうがくりょうようひ 高額療養費	1か月に病院に払ったお金が多くなったときに戻ってくるお 金
12	こうきこうれいしやいりょうせいど 後期高齢者医療制度	75歳以上の人が入る医療保険(No.1)
13	こうせいねんきんほけん 厚生年金保険	会社や工場、店などで、決まった時間以上働いていて、69歳 までの人が入る年金(No.37)
14	こくみんけんこうほけん 国民健康保険	会社の健康保険(No.10)などに入っていない人が、自分で入る 医療保険(No.1)
15	こくみんねんきん 国民年金	20歳から59歳までの人が、みんな入る国の年金(No.37)

No	語彙	意味
16	こようほけん 雇用保険	かいしゃ や しごと み ひと いくじきゅうぎょう こ 会社を辞めたあと仕事が見つからない人や育児休業<=子どもを育てるために、とることができる休み>、介護休業<=家族の介護(No.3)をするために、とることができる休み>をしている人を助ける制度
17	こんいんとどけ 婚姻届	けっこん ひと す やくしょ だ かみ 結婚する人が住んでいるまちの役所に出す紙
さ行		
18	ざいりゅう 在留カード	げつ なが にほん す がいこくじん にゅうかん 3か月より長く日本に住む外国人が入管からもらうカード。名前や国籍、住所などが書いてあります。
19	ざいりゅうきかんこうしんきよか 在留期間更新許可	ざいりゅうきげん なが ざいりゅうしかく 在留期限(No.20)を長くしたいときにもらうもの。在留資格(No.21)は変わりません。
20	ざいりゅうまげん 在留期限	がいこくじん にほん さいご ひ 外国人が日本にいてることができる最後の日
21	ざいりゅうしかく 在留資格	がいこくじん にほん しごと 学校に行 外国人が日本でできること、仕事をする、学校に行くことができる、家族と生活することができるなど。
22	じどうてあて 児童手当	こ ちゅうがっこう そつぎょう ひと 子どもが中学校を卒業するまで、子どもを育てている人がもらうことができるお金
23	しぼういちじきん 死亡一時金	ねんきん はい ひと し かぞく こくみんねんきん 年金に入っていた人が死んだとき、家族が国民年金(No.15)からもらうお金
24	しぼうとどけ 死亡届	かぞく いっしょ せいかつ ひと し やくしょ だ 家族と一緒に生活していた人が死んだときに、まちの役所に出す紙
25	しゅうがくえんじょ 就学援助	がっこう つか もの きゅうしょく かね 学校で使う物や給食などにかかるお金をもらうこと。収入が少ない小学生や中学生の親がもらうことができます。
26	じゅうみんぜい 住民税	がつ にち にほん じゅうしょ はたら ひと けん し く 1月1日に日本に住所があって、働いている人が県や市、区などに払う税金(No.31)
27	しゅっさんてあてきん 出産手当金	あか ちやん う かいしゃ やす きゅうりょう 赤ちゃんを産むために会社を休み、給料がもらえないとき、健康保険(No.10)からもらうことができるお金
28	しゅっしょうとどけ 出生届	あか ちやん う やくしょ だ かみ 赤ちゃんが生まれたときにまちの役所に出す紙
29	しゅっさんいくじいちじきん 出産育児一時金	あか ちやん う けんこうほけん 赤ちゃんを産むとき、健康保険(No.10)などからもらうことができるお金
30	しよくぜい 所得税	しゅうにゅう はたら きゅうりょう くに はら ぜいきん 収入<=働いてもらった給料など>から国に払う税金(No.31)
31	ぜいきん 税金	くに けん し く はら かね 国や県、市、区などに払うお金
た行		
32	ちやうないかい 町内会	ちか す ひと かい あんぜん す 近くに住んでいる人たちがつくる会。安全で住みやすいまちにするために一緒に考えます。
33	てんきよとどけ 転居届	あな なか ひ こ やくしょ だ かみ 同じまちの中で、引っ越しをするときに役所に出す紙
34	てんしゅつとどけ 転出届	べつ まち ひ こ いま す じゅうしょ 別のまちへ引っ越しをするときに、今まで住んでいた住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本を出るときにも出します。
35	てんにゅうとどけ 転入届	べつ まち ひ こ あたら しゅうしょ やくしょ だ 別のまちから引っ越しをしたときに、新しい住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本に住み始めたときにも出します。

No	語彙	意味
36	とくべつちようしゆう 特別徴収	かいしやが、す 住んでいるまちの役所に働いている人の住民税 (No.26)を払うこと。会社があなたの給料から税金(No.31)を引いて払います。
な行		
37	ねんきん 年金	みんなからお金を集めて、年齢の高い人や、病気やけがで体などに障害が出た人を助ける制度
は行		
38	ハローワーク	しごと しょうかい くに やくしょ 仕事を紹介する国の役所
39	ほいくえん 保育園	おや とう かね あつ かあ ねんれい たか ひと はたら さい 親<＝お父さん・お母さん>が働いているとき、0歳から しょうがっこう はい まえ こ せわ 小学校に入る前の子どもの世話をするところ。子どもが身の回りの世話を受れたり、遊びながらいろいろなことを身につけていきます。
40	ぼうはん 防犯	はんざい ひがい 犯罪の被害にあわないようにすること。
や行		
41	よぼうせつしゆ 予防接種	びようき ならないための ちゅうしや 病気にならないための注射

出典：出入国在留管理庁・文化庁、2020年8月「別冊 やさしい日本語 書き換え例」を基に文京区作成

場面別の書き換え（言い換え）例

場面	元の日本語	やさしい日本語（例）
窓口	番号札をお取りください。番号でお呼びします。	この 番号の 紙(カード)を 取って ください。番号で あなたを 呼びます。
	ご用件をうかがいます。	どうしましたか？
	こちらにおかけください。	ここに 座って ください。
学校	下校時間	子どもが、家に 帰るために 学校を 出る 時間
	欠席する	休みます
	参観日	お父さんや お母さんなどが 子どもの 学校 に行き、授業を みる 日
	弁当持参	昼ご飯(昼に 食べる 物)を 持って 行くこと
生活	ゴミの分別をきちんとして、決められた日にゴミを出してください。	ゴミを 分ける 決まりが あります。これを見て ください〔分別表を見せる〕。 「燃える ゴミ」、「燃えない ゴミ」は、これです。「粗大ゴミ」は これです〔イラストを見せながら〕。 ゴミを 出す 日が 決まっています〔具体的な曜日分かれば、併せて伝える〕。ゴミは、決まった 日に 出します。
	携帯電話をマナーモードにするか、電源をお切りください。	携帯電話の 音が でないように してください。電話で 話を しないで ください(電話を する ときは、外に 出て 小さい 声で 話して ください。)
病院	こちらには初めて来られましたか？この問診票にお書きください。	ここに、初めて 来りましたか？これに 書いて ください。
	お熱は計って来られましたか？	熱は ありますか？
	こちらの薬は毎食後に、こちらは頭痛の症状がある時に服用してください。	この 薬は 一日 3回、ご飯の 後に 飲んで ください。この薬は 頭が 痛い 時に 飲んでください。
災害・緊急時	大津波警報 直ちに高台へ避難してください。	大きい 津波(とても 高い 波)が きます。今すぐ、高い ところへ 逃げて ください。
	●●川の水位が警戒水位を超えました。	●●川で 水が たくさん 流れています。水の 量が 多いです。危ないです。

出典：島根県・(公財)しまね国際センター「やさしい日本語」の手引き

(4) 書き換えツールの活用

言語情報処理や日本語教育の専門家によって開発された日本語の難易度を調べるツールが、無料で公開されています。

やさしい日本語で文章を作成するときに、活用してください。

参考サイト	アクセス	
やんしす	http://www.spcom.ecei.tohoku.ac.jp/aito/YANSIS/	
やさいちチェッカー	http://www4414uj.sakura.ne.jp/Yasanichi1/nsindan/	

「やさしい日本語」に関する参考文献

- ・ 出入国在留管理庁、文化庁、2020年8月「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」
URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html
- ・ 出入国在留管理庁、文化庁、2020年8月「別冊 やさしい日本語 書き換え例」
URL : <https://www.moj.go.jp/isa/content/930006077.pdf>
- ・ 島根県・(公財)しまね国際センター、「やさしい日本語」の手引き
URL : https://www.sic-info.org/support/prepare-disaster/easy_japanese/
- ・ 愛知県、「やさしい日本語」の手引き～外国人に伝わる日本語～
URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000059054.html>
- ・ 静岡県、「やさしい日本語」の手引き
URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-160/toyasanichi.html>

文京区多文化共生に向けて

令和4年3月

【編集・発行】文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当

〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号

電話番号：03-5803-1187 FAX：03-5803-1331

【印刷物番号】B0121019